

認定審査会作業部会 運用規定

(目的)

第 1 条 本規定は、認定審査会（以下、審査会）運用規定第 2 条 3 項および 4 項の業務に関する認定審査会作業部会（以下、作業部会）の運用に関して定める。

(組織)

第 2 条 作業部会は、認定審査会の下に設置する。

(業務)

第 3 条 作業部会は、次に掲げる業務を行う。

- 2 審査会から委譲された認定研修における付帯業務。
- 3 その他、作業部会長が必要と認めた事項

(構成員)

第 4 条 作業部会の構成員は、次のとおりとする。

- 2 部員は、12 名以内とする。
- 3 作業部会長は部員の互選により選出する。
- 4 部員および作業部会長の任免は、審査会長がこれを行う。

(作業部会)

第 5 条 作業部会は、作業部会長が招集し、開催する。

- 2 作業部会は、作業部会長が会務を総括する。

(任期)

第 6 条 部員の任期は、1 年間とし再任を妨げない。

(規定の改定)

第 7 条 本規定の改定に関する事項は、審査会長の決するところによる。

(附則)

本規定は、平成 28 年 2 月 14 日から施行する。